

## 大雨により被災した場合の労災アフターケア制度の利用 及び義肢等補装具のき損等について

### 1 アフターケアについて

今回の広島県等における大雨による土砂災害等（以下「今回の災害」といいます。）により、被災された方が健康管理手帳を実施医療機関に提示できない場合には、氏名、生年月日、アフターケア対象傷病名をお伝えいただければアフターケアを受けることができます。

また、これまでアフターケアを実施していた医療機関が受け入れ不可となっている場合や避難先でのアフターケア実施医療機関が不明な場合には、最寄りの実施医療機関をご案内いたします。

### 2 義肢等補装具について

今回の災害により、義肢等補装具がき損、亡失、修理不能となった場合には、修理費用又は購入費用を支給することができます。

また、今回の災害により購入・修理費用請求書に添付する採型指導の証明書が得られない場合には、証明書の添付がなくとも請求書を受け付けます。

ご不明な点がございましたら、広島労働局労働基準部労災補償課（Tel 082-221-9245）までお問い合わせください。